

岩手県告示第292号

鳥獣保護員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

鳥獣保護員設置規程の一部を改正する告示

鳥獣保護員設置規程（昭和40年岩手県告示第661号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職務) 第4条 保護員は、その担当地区を所管する <u>広域振興局又は地方振興局の長</u> （以下「局長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (1)～(5) [略] 2 [略]	(職務) 第4条 保護員は、その担当地区を所管する <u>広域振興局長</u> （以下「局長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (1)～(5) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。